



広報資料 4月分

防火対象物の防火安全対策の徹底

予防課

1. 小規模防火対象物における防火安全対策

近年、小規模な防火対象物において大きな被害が生じる火災が散見されます。平成13年9月の東京都新宿区雑居ビル火災（死者44人）をはじめ、最近でも平成18年1月の長崎県大村市グループホーム火災（死者7人）、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災（死者3人）、平成19年6月の東京都渋谷区温泉施設天然ガス爆発火災（死者3人）などが発生しています。

① 防火管理の徹底

防火対象物における火災の発生を予防し、火災による被害の軽減を図ることは、それぞれの防火対象物の管理権原者等が自らの責任において行うことが基本であり、これら管理権原者等が防火管理や消防用設備等の設置維持などの義務を遵守することが、火災予防のために最も重要な役割を果たすものです。

もし、あなたの所有する建物で、避難経路となる廊下や階段等に物品が放置されていて、通行の妨げになっていた場合、「ちょっとの間だけだから」とか、「このぐらいなら人も通れるから」と軽い気持ちで違反状態を見過ごしていないでしょうか。こういったところから、防火安全体制が崩れて、ひとたび火災が発生したときに、大惨事となるのです。

また、放火及び放火の疑いが出火原因の第1位であることを考えると、放火される危険性も当然予測するべきです。

防火・防災に関する危機管理意識を高めて、やるべき事・守るべき事をしっかりと行いましょう。

また、自治会や商店街など地域が一丸となって、法令遵守や火災予防上の危険性についての啓発活動などの取組を進めることも効果的です。

② 消防法令の基準強化への対応

これまで消防法令上の安全対策については、主として面積や収容人員など建築物の規模に基づく火災危険性に着目して定められてきましたが、小規模な防火対象物で火災による多くの死傷者が発生したことを踏まえ、これらの火災を教訓とした消防法令の改正や改正に向けた準備が行われています。

特に、グループホーム、カラオケボックス、温泉施設などの防火対象物においては、これら消防法令の改正に対応した体制の整備や消防用設備等の設置が必要です。

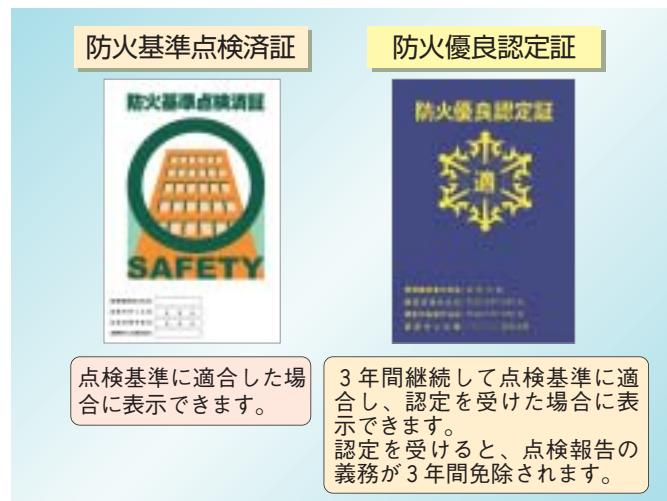
詳細については、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。

2. 防火対象物点検報告制度

不特定多数の人が利用するなどの一定の防火対象物については、防火管理業務の実施状況等について資格者による点検報告が義務付けられています。また、点検の結果、法令の基準に適合している防火対象物や継続して消防法令を遵守しているものとして消防機関から認定されている防火対象物は、その旨を表示することができます（防火基準点検済証・防火優良認定証）。

防火管理を適正に行い、これらの表示をすることなどにより、あなたのビルを訪れる人々に安心して利用していただけるように努めましょう。

また、建物を利用する際はこれらの表示により、法令遵守の状況を確認しましょう。



3. 大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生が切迫している現在、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保は喫緊の課題です。このため、多数の者が利用する大規模・高層の建築物等については、大規模地震等に対応した消防計画の作成とともに、自衛消防組織の設置を義務付けることとし、消防法が改正されました。

平成21年度に施行される予定ですが、大規模地震等に対応した消防計画を作成するとともに、自衛消防組織を中心とした訓練の計画的な実施が必要となります。